

仙南・仙塩広域水道における濁度上昇事案を踏まえた 再発防止対策の確認結果について

1 事故の概要

令和4年12月9日、仙南・仙塩広域水道の高区調整池^{※1}において、電気通信設備の定期点検中に誤って緊急遮断弁^{※2}が閉止し、遮断弁の開閉に伴い送水管等に付着する濁質^{※3}が水道用水に遊離したことから、水質基準の一つである濁度が一時的に上昇し、松島受水点において法定基準より厳しく定めた要求水準を超過する事案が発生しました。

水道法に定める水道水質基準は遵守しており、健康上の問題はありません。また、この事案に伴う断水は発生していません。

2 運営権者の改善計画書における再発防止対策の確認結果

(1) 業務プロセスの改善

施工要領書をより具体化した作業手順書、養生手順書を作成しました。2月8日に県職員が高区調整池の同種の点検作業に臨場し、改善した手順書を用いた点検作業を直接確認しました。

(2) リスク評価の実施

不測の動作等が水質等へ影響を与える可能性が高い業務を抽出し、リスク事象の予防・監視方法をまとめ、点検作業前に関係者間で再確認することとしました。

(3) 教育研修の実施

関係者を分けて全5回の研修を開催。県職員も参加しました。

3 今後の予定

本事案を踏まえた危機管理マニュアルへの対応手順の追加や、現場対応資機材の拡充、県所管の送水管路に関する知識を深める研修の実施等、有事の対応力強化に継続的に取り組み、安全・安心な水道用水の安定供給に努めてまいります。

※1 水を安定的に供給するため、送水管の途中に設置する貯水槽

※2 地震等により管路から大規模な漏水が発生した場合、二次被害を防止するために速やかに管路を遮断する弁

※3 水道水には様々な成分が含まれており、酸化した鉄分などが管路に付着することがあります